

# 北海道保健福祉部入札執行傍聴要領

## 1 目的

この要領は、「入札執行の公開に関する取り扱いについて」（平成12年5月1日局総第88号）2の（1）の規定に基づき、北海道保健福祉部が行う入札執行の傍聴に係る必要事項を定め、入札執行の傍聴を円滑に行うことを目的とします。

## 2 傍聴する場合の手続

- (1) 入札の傍聴を希望する方は、入札の開始予定時刻の30分から15分前までに受付で氏名、住所及び電話番号を入札執行傍聴受付簿に記入し、傍聴整理券を受領してください。  
なお、傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得た上で、指示に従って会場へ入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に担当者まで申し出てください。

## 3 傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴することとし、発言、拍手などは行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。  
入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはできません。
- (4) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 感染症防止のため、マスクの着用をお願いします。
- (6) その他、入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

## 4 入札執行の秩序の維持

- (1) 上記3のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。  
なお、傍聴の仕方について、お分かりにならないことがあれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意を行い、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。